



2026年2月12日

各 位

会社名	株式会社クボタ
本社所在地	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
代表者名	代表取締役社長 CEO 花田 晋吾
コード番号	6326
上場取引所	東証プライム
問合せ先	KESG 推進部長 猪野 陽一
TEL	(大阪) 06-6648-2200 (東京) 03-3245-3052

株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年3月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 280,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,742 円
(4) 処 分 総 額	767,760,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月14日及び2022年5月12日開催の取締役会において、毎期の業績目標の達成や中長期的な企業価値の向上を動機づけ、加速させること等を目的として、社外取締役を除く当社取締役及び執行役員等に対する株式報酬制度の導入を決議しております。また、2025年3月21日開催の第135回定時株主総会において、持続的な成長による中長期的な企業価値向上を実現するために、社外取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を図ることを目的として、社外取締役に対する株式報酬制度（以下、社外取締役を除く当社取締役及び執行役員等に対する株式報酬制度と総称して「本制度」といいます。）の導入を決議し、現在に至るまで継続しております。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである信託のうち、執行役員等向け RS 信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の執行役員等の役位及び構成推移等を勘案のうえ、当社執行役員等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年12月31日現在の発行済株式総数1,138,716,846株に対し、0.02%（2025年12月31日現在の総議決権個数11,375,507個に対する割合0.02%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は当社執行役員等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

名称	執行役員等向け RS 信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	執行役員等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2022年5月19日
信託の期間	2022年5月19日～2027年4月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月10日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である2,742円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以上